

# 承諾書

学生支援センター長 殿

(学生課外活動団体名)

私は、京都工芸繊維大学 学生課外活動団体要項に基づき、\_\_\_\_\_の  
顧問に就任することを承諾します。

令和 年 月 日

職・氏名(自署) \_\_\_\_\_ 印

※ 現在顧問に就任している教員が、引き続き就任する場合は、団体継続願への署名捺印で次年就任の意思を確認するものとする。この場合、承諾書(本紙)は不要とする。

- 京都工芸繊維大学 学生課外活動団体要項(抜粋) (平成29年3月7日 学生支援センター長裁定)  
(定義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(6) 顧問: 本学の常勤の教員であり、かつ学生課外活動団体の設立承認期間又は活動継続承認期間の末日まで任期を有する者であって、学生課外活動団体の活動に適切な助言指導を与える者をいう。

(学生団体の設立)

第3 学生団体の設立を希望する者は、学生課外活動団体設立願(以下「団体設立願」という。)、役員名簿、構成員名簿、規約等により、学生支援センター長(以下「センター長」という。)に申請するものとする。ただし、設立を希望する団体は、次に掲げる事項を全て満たしているものとする。

(9) 本学の教員が団体(連合組織に相当する団体を除く。)の顧問として、活動上の指導及び助言を行うことを承諾していること。